

宇都宮市契約参加者指名停止基準

（制定の理由）

入札制度の合理化対策については、従来より特段の配慮をはらい、契約はもとより、指名業者の選定においても、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）及び宇都宮市契約事務取扱規程（昭和48年訓令第3号）等により、適正かつ公平に万全を期しているところであるが、公共事業等においては、一般社会における信用度・誠実性等が、特に重要とされるところである。

これが主旨については、個々の業者が十分遵守しているところであるが、万一これを侵した業者については、深く反省を求めるとともに、事後の契約事務の適正化を図る必要があるので、別添「宇都宮市契約参加者指名停止基準」を定め、これにより必要な措置を講ずることとする。

宇都宮市契約参加者指名停止基準

（趣 旨）

第1条 この基準は、本市における指名業者の選定を適切にし、厳正かつ公正な契約事務の執行を期するため、入札参加有資格者として登録している者（共同企業体を含む。以下「有資格者」という。）の指名停止、指名保留その他に関して必要な措置を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 指名停止 有資格者が別表の対象地域内において同表の措置要件に該当する場合において、これを契約規則第22条の規定による指名（以下「指名」という。）の対象から一定期間排除することをいう。
- (2) 指名保留 有資格者が別表の対象地域内において同表の措置要件に該当する事実があつた場合において、第14条第1項の措置決定がなされるまでの間、これを指名の対象から排除することをいう。
- (3) 課長等 市長の事務部局のうち、本庁の課長（これに相当するものを含む。）及びこれに相当する出先機関の長をいう。

（指名停止の措置要件、対象地域及び期間）

第3条 有資格者の指名停止の措置要件、対象地域及び期間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の措置要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、栃木県内で発生した措置要件で、公共的機関により確認し得る場合は、この限りでない。
- 3 別表第10項に規定する暴力団関係者を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ警察署（宇都宮中央、宇都宮東、宇都宮南の各警察署をいう。）及びその他関係機関の意見を聴くものとする。
- 4 指名停止の始期は、当該措置の決定があつた日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名保留とする措置を行った場合は、この限りでない。

（指名停止の期間の特例）

第4条 有資格者が一の事案により別表各項の二以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 別表第1項から第5項まで又は第6項から第10項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1項から第5項まで又は第6項から第10項までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第6項又は第7項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過す

るまでの間に、それぞれ別表第 6 項又は第 7 項から第 8 項までの措置要件に該当することとなったとき。

- 3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、指名停止の期間を 2 分の 1 まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。
- 4 有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせるため、別表各項及び第 1 項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 3 6 か月を超える場合は 3 6 か月）まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときには、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（下請負人に関する指名停止）

第 5 条 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（共同企業体に関する指名停止）

第 6 条 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 第 3 条第 1 項、第 5 条又は前項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。ただし、特定共同企業体については、この限りではない。

（指名の取消し）

第 7 条 指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（一般競争入札参加資格の制限）

第 8 条 一般競争入札に付そうとするときは、指名停止又は指名保留の期間中の者にその入札参加の資格を与えてはならない。

（随意契約の相手方の制限）

第 9 条 随意契約の方法により契約を行おうとするときは、指名停止又は指名保留の期間中の者をその相手方としてはならない。ただし、他の者に替えがたい場合等、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第 10 条 工事の契約に当たっては、指名停止又は指名保留の期間中の者が下請負人となることを承認してはならない。

(報 告)

第 11 条 課長等は、その所管事業の執行に当たり、有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、遅滞なく契約課長に報告しなければならない。

2 契約課長は、前項の報告を受けたとき、又は有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、遅滞なく「事故等発生報告書」(様式第 1 号)を作成し、市長に報告しなければならない。

(指名停止の期間の変更等)

第 12 条 前条の規定は、第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 6 項の規定により指名停止を解除する場合について準用する。

(指名停止の審査)

第 13 条 市長は、前 2 条の規定による報告を受けたときは、宇都宮市契約事務取扱規程(昭和 48 年訓令第 3 号)第 6 条の 2 に規定する入札参加者指名委員会に指名停止(期間の変更又は解除を含む。次条において同じ。)についての審査をさせるものとする。

(決 定)

第 14 条 市長は、前条の規定による審査を経て、指名停止の措置を決定するものとする。ただし、指名停止を決定するまでの間、市長が必要と認めた場合は指名保留の措置を行うことができる。

2 市長は、前項の審査結果について必要があると認めたときは、再審査に付することができる。

(通 知)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による指名停止の措置を決定したときは「指名停止通知書」(様式第 2 号)により、指名停止の期間を変更したときは「指名停止期間変更通知書」(様式第 3 号)により、指名停止を解除したときは「指名停止解除通知書」(様式第 4 号)により、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 契約課長は、前条第 1 項の規定による指名停止についての措置が決定されたときは「事故等の措置について」(様式第 5 号)により、関係する課長等に対し遅滞なく通知するものとする。

3 前項の規定は、前条第 1 項ただし書きの規定による指名保留の措置を行う場合について準用する。

4 市長は、第 1 項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第 16 条 市長は、指名停止を行うに至らない場合でも、必要があると認めるときは、当該有資格者

に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）を行うことができる。

（指名停止措置の公表）

第 17 条 市長は、指名停止を行ったときは、別表第 11 項経営不振等（1）による場合を除き、当該指名停止に係る有資格者の商号又は名称、代表者名、所在地、指名停止期間、指名停止理由及び適用条項を公表するものとする。指名停止の期間中に指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

2 前項における公表は、指名停止業者一覧（様式第 6 号）により行うものとする。

（苦情申立て）

第 18 条 指名停止、警告等を受けた者は、指名停止については当該指名停止の期間内に、警告等については当該警告等の日の翌日から起算して 2 週間以内に、市長に対して書面により苦情を申立てることができるものとする。

2 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 10 日以内（市の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

4 市長は、第 1 項に定める申立て期間を経過している、その他明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立て）

第 19 条 前条第 2 項の回答に不服のある者は、指名停止については、当該指名停止の期間内（前条第 2 項の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が 2 週間を下回る場合にあっては、前条第 2 項の回答の翌日から 2 週間以内）に、警告等については、前条第 2 項の回答の翌日から起算して 2 週間以内に、市長に対して再苦情を申立てることができるものとする。

2 市長は、前項の再苦情申立てがあったときは、速やかに宇都宮市入札適正化委員会に審議を依頼するものとする。

3 市長は、再苦情申立て者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会からの審議の報告を受けた日から起算して 10 日（市の休日を除く。）以内に、その結果を回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにしなければならない。

4 市長は、第 1 項に定める申立て期間を経過している、その他明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情及び再苦情処理結果の公表）

第 20 条 市長は、第 18 条に規定する苦情処理又は前条に規定する再苦情処理において、申立てを却下したときは、申立て者の提出した書面及び市長が却下した理由を、回答を行ったときには、申

立て者の提出した書面及び市長が回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

附 則

1 この基準は、昭和61年 1 月 1 日から施行する。

2 昭和60年 2 月15日付け宇都宮市建設工事請負業者指名停止基準は、これを廃止する。

附 則

この基準は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年10月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 4 月 1 日から施行する。